



Title	マイノリティとシティズンシップ
Author(s)	スウェイン, ルーカス; 辻, 康夫//翻訳; 宮井, 健志//翻訳
Citation	北大法学論集, 63(5), 182[143]-168[157]
Issue Date	2013-01-31
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/51815
Type	bulletin (other)
File Information	HLR63-5_013.pdf



[Instructions for use](#)

マイノリティとシティズンシップ

ルーカス・スウェイン
(ダートマス・カレッジ・政治学部)
翻訳 辻 康夫・宮井健志

本日の私の話は二つの部分に分かれます。はじめに民主主義国においてイスラム教徒が直面している問題、とくに、イスラム教と民主主義が両立できるのかという問題についてお話しします。つぎにイスラム教徒をめぐる議論を参考にしながら、マイノリティ（少数派）が完全なシティズンシップを手に入れ、十分に社会に参加できるためにはどうすればよいかを考えます。その際、アイヌ民族にも関係が深いと思われるトピックをとりあげてみたいと思います。

1 イスラム教と民主主義

現代世界においてイスラム教徒が抱える深刻な課題は数多くありますが、イスラム教と民主主義との間にある社会的・政治的緊張は特に重要です。イスラム教に批判的な人は、民主主義の国はイスラム教徒を適切に扱えないし、イスラム教徒が大勢を占める国では民主主義的な価値が意義を持たないと論じています。民主主義的な諸制度が、イスラム教徒に対して寛容や尊重を施すことができないとして、批判を受けることもあります。さらに、欧米の民主主義国の中で、イスラム教徒は差別や不信に直面しています。かれらの基本的な信念や価値観が疑問に付されており、イスラム教徒は、社会の転覆を企て、忠誠心が欠如し、自由を尊重しない、という非難に対して、防戦することを強いられています。多くのイスラム教徒は、市民として受容され尊重を受け、いわれのない疑

いや不信感をうけることなく民主的な生活に参加するためには何が必要なのだろうか、思いをめぐらしています。

まずはイスラム教徒に関するいくつかの事実をみてみましょう。イスラム教徒の人口は欧米の民主主義国で増え続けています。報道記者のジェニーヴ・アブドによれば、世界のイスラム教徒の数はおよそ15億人に達し、ヨーロッパや米国でその数は増え続けています。学者たちの計算では、1100万人から1200万人のイスラム教徒が西ヨーロッパに住んでおり、その大部分が北アフリカの国々かトルコの出身です。ル・フィガロ紙によれば、フランスでは2004年だけで3万から5万人がイスラム教に改宗しました。米国では、イスラム教徒の数はおよそ300万から600万人と見積もられています。米国のイスラム教徒の3分の2は国外の生まれで、その出身国はおよそ80か国におよびます。

世界のイスラム教徒の数は、先進民主主義国においてもその他の国においても増え続け、深刻な緊張を生み出しています。多くの人々が頭を悩ませている問題は、イスラム教と民主主義は基本的に「両立しうる」のかということです。イスラム教徒でもある研究者カレド・アブー・エル・ファドルが指摘するところでは、現代のイスラム教徒にとって最も重要な試練となるのは、イスラム教が「個人の権利を尊重する民主的な秩序」を支持できるのかどうかということです。社会学者のステイーヴン・フィッシュによれば、欧米諸国における一般人の意識の中には「イスラム教に対する不安」が蔓延しています。多くの人びとは、イスラム教徒の移民を、異質で相容れず、自分たちのシティズンシップに潜在的に害を及ぼすものとしてみなしています。さらに、さまざまな評論家が明言するところでは、イスラム教と民主主義は端的にお互いに相容れるものではないという。たとえば、評論家のイブン・ワラクは、イスラム教は信者の生活に関わるあらゆる面を統制する「全体主義的イデオロギー」であるといいます。また、イスラム教は「個人の権利という観念を許容しない」宗教であるとも述べています。

私の考えるところでは、イスラム教と民主主義が両立する可能性についての議論は、人々が想像するよりも容易に答えを出すことができます。そもそも、人々がイスラム教を批判するのは、イスラム教徒が民主的な市民として社会へと参加できないからではありえません。結局のところ、

民主主義国家に住んでいるイスラム教徒は、通常の政治的参加を行う能力があるし、実際にそれを行っているのです。たとえば、投票したり、選挙活動に参加したり、請願の手紙を書いたり、パンフレットを作成したりしています。これはちょっと観察すればわかることです。米国で行われた最近の調査によれば、アメリカ人のイスラム教徒の70%が、イスラム教徒であることが政治についての彼らの意思決定の重要な要素であるとし、86%が政治に参加することが重要であると考えているのです。

第二に、経験的な事実からわかるのは、イスラム教徒の多くが民主主義的な価値観や制度をすでに支持しているということです。この点はフィッシュによる世界のイスラム教徒の調査や、その他のデータによっても裏打ちされています。この証拠は非常に重要だと思います。フィッシュによれば、イスラム教徒であるからといって、「民主主義に対する姿勢が実質的に左右されるわけではない」のです。またアラブ諸国において権威主義体制への支持が高いわけでもありません。

しかしながら、寛容という問題については興味深い結果が示されています。フィッシュによれば、イスラム教徒の間では同性愛に対する寛容を否定する傾向がかなりあります。また同性愛ほどではありませんが、妊娠中絶や離婚への寛容も低くなる傾向があります。さらにイスラム教徒は、性別に基づく不平等を容認する傾向が高くなります。またイスラム教徒の中では階級的な不平等は比較的少ないものの、イスラム教徒が多数を占める国々では、女性は「相対的に恵まれていない」といえます。それは公共生活における女性の地位や、女性への態度、人生の機会に影響を及ぼす構造的な不平等などにみられます。最後に、フィッシュの指摘によれば、イスラム教徒のほとんどはテロリズムに反対していますが、現代世界で行われている爆弾テロは、イスラム主義者たちが行う比率が大きいといえます。テロの暴力行為のうち「およそ5分の3」は、イスラム主義者たちに起因するものです。イスラム教徒のほとんどがテロ行為に反対であるというのに。

このように社会科学者たちは、世界各地のイスラム教徒の実状について、非常に興味深い研究結果を示しています。こうした情報は、イスラム教徒に対するある種の誤解を払拭することに役立ちます。たとえば、イスラム教徒は民主主義に反する態度や価値観を持つと、軽々しく論ず

ることはできません。もちろん男女の平等、異なる生活様式に対する寛容さなどについて、課題も残されているのですが。しかし話はこれで全てではありません。もう一つ、別の次元の問題を考える必要があります。それは宗教の教義に関する問題です。すなわち、イスラム教は民主主義の価値観に関してどういった教えを説いているのか、という問題です。これは別個の問題として取り組まなければなりません。なぜなら、イスラム教徒が実際にどのような態度を取っているとしても、イスラム教それ自体が民主主義と相容れないものであると中傷されてきたからです。

私はイスラム教の専門家ではありませんし、イスラム教徒を代弁するつもりもありませんが、ここでは次の点に注意しておきたいと思います。すなわち、コーランの教えは、民主主義と相容れないとは思われないこと、またこの点について、イスラム教が他の主要宗教に比べてより大きな問題を持つわけではないことです。それどころか逆に、イスラム教徒は、建設的に政治活動に加わることができるように思われます。それはたとえば、他の人々を尊重しつつ討論すること、仲間の市民を対等な者として扱うこと、などにおいてです。アブー・エル・ファドルによれば、イスラム教は信者が民主主義を批判することも許容しますが、民主主義を支持することも許容します。またイスラム教は、信者が積極的に政府の活動を批判したり監視したりすることを認めており、政府が法を犯した場合は、信者は服従を拒否できると考えられます。イスラム教徒の学者モハマド・ハシム・カマリの指摘によれば、良心に従って意見の不一致が生じることは許されるのみならず、有益ですらありうるものです。預言者ムハンマドが定期的にイスラム教徒と話し合いの場を設け、同胞の意見に耳を傾けたことも指摘されます。こうした要素は、皆を包摂する討議の基礎となるものです。重要なことは、イスラム教が理性的な探求を奨励し、相互に敬意を示し合うことを奨励していることです。すなわち自分に尊敬を示す他者に対しては、自分も尊敬することが命じられているのです。もしイスラム教が、相互の尊敬、公平、理性的な探求を支持しているとすれば、健全な民主的対話はイスラム教の信仰に適合するように思われます。

それゆえイスラム教徒は宗教的な要請に背くことなく、重要な民主主義的規範を遵守できるということは、適切な見方であると思われます。

これはとても重要です。というのも、市民の相互間の尊敬に基づく対話は、民主的な社会がうまく機能するために極めて重要だからです。そしてこのような対話を通じて、よい意思決定ができ、また人々に義務を課する法律や政策が正当性を与えられるのです。

ここまで、民主主義の基本的理念に対するイスラム教徒の姿勢について、大まかに検討してきました。そしてイスラム教への中傷とは逆に、イスラム教は民主主義と両立するように考えられることを示唆してきました。しかしながら、民主主義の中心的価値に対するイスラム教徒の考え方について、問題が全くないというわけではありません。ここからは、より保守的なイスラム教徒の考え方を簡単に検討したいと思います。具体的には、性的な規範、女性の地位、そしてイスラム教を離脱することへの寛容の問題について扱います。これらは民主主義国で暮らすイスラム教徒のマイノリティの唯一の関心でないにしても、保守的なイスラム教徒が共通のシティズンシップを獲得する上での課題となっています。

第一に、民主主義国家の多くが、時とともにますます寛容で包摂的になってきているということに注意することが重要です。これは女性の平等の高まりについて当てはまり、さらに性的なルールに関する寛大さについても同様です。しかしながら、イスラム教が優勢な社会では、女性や離婚、妊娠中絶、同性愛について、伝統的な考え方が続いています。そしてこのことは、民主主義国で暮らす伝統主義的なイスラム教徒の態度に影響を与えているように思われます。

こうした食い違いは重要であり、注意深い検討が必要です。しかし市民は保守的なイスラム教徒に敬意を払いつつ対話を行う中で、彼らが考え方を修正することを促すことができます。たとえば女性の平等を否定するイスラム教徒に対しては、過度の若年結婚や一夫多妻制、家庭内暴力などを政府が禁止することについて、「良心の自由」という価値に基づく理由が提示されることでしょう。そして、そうされるべきです。女性の良心の自由は承認される必要があるし、このような考えを他人に広めることは適切なことです。私は「男女間には差異など無い」とか、「イスラム教には何か問題がある」と、すべての人が考えるべきであるなどと言っているわけではありません。「良心の自由」という民主主義的な

価値は、社会や家庭における人びとの生活を完全に指図するのではなく、自由度が認められるのです。ただしその条件は、女性が不当な強制ではなく、自らの意志でそうした社会的取り決めに参加していること、そして、その取り決めから離脱する自由を持っていることなのです。

少し見方を変えてみましょう。民主制における寛容な法律を受容できないイスラム教徒であっても、次のような考え方と向き合うことは可能でしょう。すなわち、彼自身が支持し追求する生き方でなくても、政府が許容すべきものは多数存在するという考え方です。「良心の自由」という価値は、このような考えを支持するのです。我々は、他人の生き方を不快に思うことがあるかもしれませんが、そのような場合でも、基本的な寛容の問題として、政府は、市民に自分なりの生き方をすることを認めるのが理にかなっています。人々がより伝統的あるいは保守的な生活を望めば、政府はそれを認めなくてはならないと考えられます。どのような社会慣習や生活様式が容認されるべきかについては、かなり議論の余地があるでしょうが、しかしながら、良心の自由という価値は、容認される可能性の範囲を確定するのに役立ちます。また、信仰を放棄することを罰するという考えを修正するためにも、同様の考え方をを用いることができます。良心の自由という価値は、人々が共同体の信仰を批判あるいは放棄したいと願う場合に役立ちます。こういう場合、宗教的共同体は離脱の権利を認めなければなりません。なぜなら、人々の良心は自由でなければならないという、基本的な原則があるからであり、また、たとえばれかが「真なる信仰」を見つけたとしても、人をその信仰に固定するために政治的な権力を用いてはならないからです。

2 マイノリティとシティズンシップの課題

ここからは、マイノリティが直面しているシティズンシップに関する課題を議論することにしましょう。私にはアイヌ民族について何らかの権威あるいは専門知識をもって語ることはできませんが、アイヌ民族にとっても関連が深いと思われる三つのトピックについて、一般的な考察を加えてみたいと思います。中心となるトピックは、忠誠心に関するもの、伝統の復興に関するもの、歴史的な不正義の記憶に関するもので、これらのトピックを順番に取り上げていきます。イスラム教に関する事

例から得た知見を利用しながら、論点を明らかにしようと思います。

(1) 二重の忠誠心

最初のトピックは忠誠心に関わるもので、特に「二重の忠誠心」「二重の愛着」とよべるものです。ある少数派集団の誠実なメンバーであることと、国家のよき市民であることは、矛盾するのでしょうか？良き市民たることと、少数派集団の一員であることが、どちらも可能となるような状況とはどのようなものなのでしょうか。ここでは、四つのポイントを考えてみましょう。

まず、第一のポイントです。ある人がその人生の中で二重の、あるいは複数の忠誠心を持つという考えには、論理的な矛盾はないし、道徳的な問題もありません。複数の人や共同体、制度に忠誠心や愛着を感じることは、まったくもって可能なことです。例をあげれば、みんな友達であるような人びとの集団においては、複数の忠誠心が存在しうるのです。同様に、ひとは自分の家族に忠誠心を抱きながら地域社会に対して愛着を持ち、また家族と同時に仕事にも愛着を持ちうるわけです。このようなことは可能というだけではありません。ごくごく一般的に起こることです。連邦政府に対する忠誠にも同様のことがあてはまるでしょう。すなわち、多くの人々が連邦機関に忠誠心を表明しつつ、その一方で地域社会にも身を捧げているのです。こうした愛着は時として軋轢を生み出しうるものですが、必ず軋轢を生み出すというわけではありません。またひとが生きるうえで、複数の忠誠心やコミットメントが存在して、それらの間に緊張が生じるときでも、それを解決する合理的で道徳的に望ましいやり方が存在しないとは限らないのです。

第二のポイントに入りましょう。多くの進んだ民主主義国では、少数派集団のメンバーであることと、共通の市民であることの両方を大切にしている人びとがいます。多くの宗教的少数派のメンバーは、そのように暮らしているのです。たとえば米国では、ある市民は自らを、少数派のカトリック教徒の一員であるとみなしています。かれらは社会問題に関して独特なスタンスを取ることもありますが、それでも同時に極めてよき国民でもあるのです。人びとはかつてカトリック教徒を批判しました。かれらは外国のローマ教皇に忠義をつくす、「二重の忠誠心」を持つ

ているとされたのです。しかしこれは現在では深刻に議論する話題ですらなくなっていますし、この問題について心配する必要はそもそも無かったと認識されています。ユダヤ人は良き市民であることを示している少数派のもう一つの例です。ユダヤ人は単なる宗教的集団としてではなく、しばしば少数民族と呼ばれることもあります。保守派あるいは正統派ユダヤ教徒は、他の市民と共に暮らしていますが、かれらの慣習や価値観は多数派のそれとは異なっています。しかしユダヤ人たちは善良で立派な国民なのです。カトリック教徒と同様に、ユダヤ人もまた米国で民主的な政治に参加し、立派な指導的役割を担っています。いくつかの国では、これらの二つの少数派集団は歴史的に差別を受けてきました。かれらは正当な理由もないのに、忠誠心を持たないと疑われました。今ではこのような差別の大部分がなくなりました。そしてカトリック教徒もユダヤ人も、興味深く尊重すべき個性をのこしながら、同時に極めてよき国民として社会へと参加しているのです。

二重の忠誠心がうまくいっている事例は、カナダのケベック州にもみられます。ケベックはフランス語が話されている州です。ケベック州は、その固有の文化を保全するための政策や法律をもっています。このような固有文化の保全へ向けた努力が、他の州との摩擦を引き起こしてきたことは確かです。またケベックには、カナダから分離して独立国家を創ろうと願う人もいます。しかしながらこういうことは、少数派集団の忠誠心にならず伴うことではありません。この点を認識することが重要です。ケベックに住むカナダ人の多くは、自分自身をケベック人であると同時にカナダ国民でもあると考えています。かれらはどちらの忠誠心にも誇りを持ち、二つが調和するものと考えています。さらに注目しておきたいことは、カナダという国は安定的で繁栄を続ける多文化国家であり、少数派集団に対して怒りや疑いの目を向けるのではなく、多くの文化的差異を称賛している国だということです。もう一つ事例を紹介しましょう。カナダのシーク教徒は、固有の伝統と習慣を持つ民族的・宗教的少数派であり、そしてよきカナダ国民でもあります。シーク教徒は、カナダの連邦警察に加わるために努力をしてきました。かれらは通常の帽子やヘルメットではなく、伝統的なターバンを着用しながら、連邦警察の警官として勤務できるように誓願活動を行い、その許可を獲得した

のです。大切なのは、シーク教徒たちがかれらの固有性を保ち、少数派文化の一員であり続けながら、同時に、国民として社会に参加し、包摂されていることです。彼らはカナダへの忠誠を肯定しており、カナダの政治的秩序の安定性や健全性を脅かすような存在ではないのです。

第三のポイントです。少数派の価値観や慣習は、少数派集団のメンバーであることと、良き市民であることが両立する程度に影響を与えます。言い換えれば、少数派の価値観が、より大きな国家の価値観と調和できるかどうかが重要なのです。少数派集団の価値観や慣習が、多数派のものとは完全に同質にはならないということを認識することが大切です。もしそれが同質になるとすれば、少数派集団は固有性をほとんど持たないものになってしまうでしょう。しかしある集団が残りの社会と少々異なっているということは、いかなる心配の種にもなるべきことではありません。人々はしばしば、民主主義がうまく機能するためには、国民が似ている必要があることを過度に強調します。しかし文化的少数派の主要な価値観が多数派のものによく似ているとすれば、それで十分とすべきなのです。画一性に近いものを期待するのは不合理です。また、仲間との文化的・親族的なきずなを称賛するような少数派の成員を、健全な政治的結合に含めることはできないと考えることも、不合理なことです。さらにいえば、国民全体にわたって完全な同一性と統一性があるべきだと不平をもらす批評家は、その根拠を示すべきです。このような議論が有効ならば、それは文化的少数派の差異よりもさらに差異が大きいような、敵対する政党やイデオロギーを排除するために用いられることになるでしょう。いうまでもないことですが、進んだ立憲民主主義において、敵対する政党の排除を要求することは、とうてい受け入れられるものではありません。このように、ほぼ完全な同一性のもとの社会的・政治的統一を擁護するような保守的な議論は、不適切であると考えられます。

第四のポイントです。深刻な差別に直面してきた少数派集団が、自分の力だけで魔法のように良き市民になれるわけではありません。多数派は、少数派が完全なシティズンシップを獲得できるように支援する必要があります。というのも、完全なシティズンシップとは、公的生活に参加することのできる平等な機会があること、経済的領域で成功する機会が公平に与えられていること、他の市民との包摂の関係にあることにも

とづいているからです。多数派はしばしば、少数派集団が法の下で形式上は平等であるときでも、投票すること、教育の機会を得ること、良い仕事に就くことなどを、不当に困難にしていることがあります。アイヌ社会に関していえば、アイヌ民族が機会均等と社会的包摂を求めること、しかも、合理的な憲法的価値に基づいてそうした要求をすることは、至極適切なことに思えます。さらに言えば、日本人の多数派はそうした要求を尊重すべきです。そして二重の忠誠心という問題について心配したり、心配するふりをしたりするべきではありません。

目標に向かって進むための戦略としては、憲法上の原則を活用することが役に立つでしょう。日本国憲法は平等を謳っており、社会関係や門地に基づく差別を禁じています（第14条、44条）。憲法はまた、思想および良心の自由（第19条）、そして信教の自由（第20条）を認め、これを擁護しています。アイヌ社会は、かれらの目標を推進するために、こうした憲法上の資源を利用するとともに、人権擁護団体からの社会的・政治的支援をうけたり、日本における開放性や平等性の増進をめざす利益団体と連携したりことができるでしょう。

(2) 伝統の復興

さて、二つ目のトピックに入りましょう。伝統の復興と統合についてです。ここで扱う主要な問題は次の点にあると理解できます。それは、伝統を復活させることが、差別と闘い社会的・経済的な生活へ参加し、よりよく統合されるために役立つのかという問題です。もしかすると、文化的伝統を復活させることが、少数派の統合を遅らせるのではないか、あるいは少数派の周縁化を逆に引き起こすのではないかという懸念もありうるからです。この問題については、二つの基本的なポイントを提示したいと思います。

第一に、文化的な伝統を復活させるという考えと、差別と闘うことは、必然的に結びついているわけではなく、統合とも一義的な関連はありません。アイヌ民族のような先住民の共同体は、その伝統の復活を求めるでしょう。その理由は、自分たちの文化が、興味深くかつ重要なものであると信じているからです。あるいは、歴史的なアイデンティティに関するより良き感性を養い、アイヌの共同体意識を構築することが目的で

す。言い換えれば、文化的伝統を復活させることは、社会参加や統合の問題とは別個のものだということです。さらにいえば、統合を促進する以外の理由で、文化的伝統を復活させることには何の問題もありません。もしアイヌ民族が歴史的な伝統や教えを学び、古くからの習わしを称賛するとしても、それを他人への脅威とみなす必要はありません。それによってある人が脅威を感じたとすれば、その人は自分が抱いた懸念について、納得のいく理由をしめす必要がありますし、そもそもそれがどのようなものになるか、明らかではありません。

第二に、より複雑な問題を検討します。文化的な独自性を復活させることが、差別を克服し完全なシティズンシップを獲得するうえで役立つかどうか、という問題です。この問題に対する答えは、いくつかの重要な要因によって左右されます。とくにアイヌ民族の共同体が、歴史的な意味でアイヌであるだけでなく、文化的にアイヌであることを望んでいるのかどうかということが重要です。別の言葉でいえば、アイヌ社会の成員が、アイヌであることの「意味」をどう求めるのかによって、答えは変わります。アイヌ社会が、文化的な意味でのアイヌ民族として人々に認識してもらいたいのか、ということです。アイヌの人々はこれを願い、切望しているのでしょうか。アイヌの人々は、良心や名誉、または文化的・歴史的な義務の問題として、切実なまでにアイヌの伝統を復活させたいと感じているのでしょうか。そうだとすれば、それは重要な意味をもちます。なぜなら、その場合には、伝統の復活が社会統合に役立つか否かにかかわらず、アイヌの人々は、文化の復興に取り組むことを決意するでしょうから。

しかしながら、アイヌ文化を取り戻すという問題が、アイヌ社会にとって絶対のものではなく、主として、別の目的のための手段と考えられている場合には、前述の問いへの答えは違うものになります。なぜなら、差別を克服するために文化的独自性を復活させるという戦略がうまくいくかどうかは、ひとつには日本において政治的に何が効果的かということに左右されるからです。これは複雑な問題であり、私には何が正しい答えなのか定かではありません。もしアイヌ民族が文化の復活のために努力するならば、自らの歴史的文化に対して真剣な姿を示すことができるでしょうが、それが実際に差別を減らすことにつながるかは明らかで

はありません。同様に、もしアイヌ社会が文化的な差異を復活させたとして、多数派側からの反発が起こりうるかどうかについても定かではありません。

しかし、もしアイヌの人々が自らの文化的・政治的復活の要素として優れた道徳的価値を尊重するとすれば、それを批判する側から攻撃することは相当に困難になるでしょう。優れた道徳的価値とは、たとえば正直であること、他人を尊重すること、頼りになること、信頼できること、といったようなことです。こうした状況の下で、なおも反発があるとしたら、その非はアイヌ民族に反発した人々の側にあるといえます。このような状況にあっては、道徳的な正しさをたもつこと、そしてどのような展開になろうとも、道徳的な価値を尊重することが大切です。もしアイヌ民族が道徳を重視した方針を取るならば、アイヌに対して批判や中傷をする者が、批判的な言動をとったり、アイヌ民族への適切な尊重の念を示さなかったりする場合に、これを正当化するのは非常に困難となるでしょう。

アイヌ民族が持つ価値観は民主主義に反するものでもなければ、日本国憲法に抵触するものでもなく、むしろ伝統的なアイヌの価値観が、民主主義にとって好ましく有益なものであり、日本に役立ちうるものである、ということを経験することも役にたつでしょう。この点については、イスラム教徒の事例を考えてみる価値があります。すでに論じたように、イスラム教を擁護する者は、イスラム教と民主主義が両立するということを主張してきました。また、イスラム教の支持者が、他の積極的な価値観を強調してきたことも参考になります。たとえば、イスラム教が他者への尊敬や、貧しい人への慈善行為を義務付けていること、気晴らしのための薬物摂取や飲酒を禁じていることなどが強調されてきました。大多数の人がアイヌの伝統的価値観をあまり知らない場合、あるいはアイヌの価値観が民主主義や良き市民たることに一致することを認識していない場合には、これらの点を外部に向かって表明することは有益でしょう。さらにいえば、少数派社会の固有の文化を復活させることは、とくにその価値観が日本国憲法に調和する場合には、日本の民主主義にとって、実際に望ましいことになるでしょう。文化の復活のための努力は、日本の人権問題についての意識を高め、そのような問題に関する健

全な対話を生み出しうるので。

(3) 歴史の記憶

さて、三つ目の、そして最後のトピックに入りましょう。過去の不正についての記憶の問題です。保守的な論者の一部には、少数派に対する歴史的な不正について、日本はあまりかかざらう必要はないという人がいるかもしれません。かれらは、良き国民であれば歴史的な不正の問題にこだわらない、と主張するかもしれません。なぜなら、それにこだわることは日本国民に恥をかかせることであり、国民の統一を損なうものだから、というわけです。むしろ人々は日本に対して忠誠を誓うべきであり、歴史的な不正に言及すべきではないというかもしれません。どのようにすれば、このような批判に応答することができるのでしょうか？

まず初めに、過去に被った不正に対処するために、先住民や他の少数派がとりうる戦略には、いくつかあります。一つの方策は、過去の不正にこだわり、前進する可能性を示すことのないままに、忌まわしい出来事を指摘し続けることです。私としては、このやり方はお勧めできません。人びとは歴史的な不正の克服に取り組むことは可能だと考えることを好むものです。そして、事態が良い方向へと一歩進んだときに、不正を承認したことの真価を理解するのです。事態の改善へと焦点をあわせることなく、歴史的な不正に言及し続けることは、多数派を遠ざけ、また何か努力をする理由がないという感覚を人びとに与えるのです。加えていえば、歴史上の悪しき出来事を持ち出すことに意味があるというのなら、それがどのような意味であるのか、なぜその問題について議論する必要があるのかについても、明らかにすべきです。

事態を進展させるためのより望ましい方策は、過去の不正に取り組むに際して、前進のために何がなされねばならないのかを明らかにし、また問題を是正するためになぜ日本政府や国民が手を貸す必要があるのかについて、適切な道徳的および法的な理由を示すことです。例を挙げましょう。歴史的出来事について話し合うべきとする理由には、それが特にひどい出来事だったこと、これまで十分に不正が認められてこなかったこと、あるいは過去の出来事が、現在においても悪影響を及ぼし続けていること、などが考えられます。かりに歴史的記憶に関する懸念が、

アイヌ民族が日本国民に屈辱を与えかねないということにあるならば、次のように述べればよいでしょう。すなわち、アイヌの人々は、だれかに屈辱を与える目的で行動しているのではないこと、むしろ、個人や社会に対する屈辱を防ぐために努力しているということです。それどころか、私の理解するところでは、アイヌの人々は、自由で平等なシティズンシップに向かって前進すること、また日本に対する愛着を持ちながら文化的固有性を復活させることに関心があると思われれます。保守派による批判に応答するもう一つの有効な方法は、少数派が現在、屈辱を被っており、多数派が適切な措置を講じないかぎり、それが持続するということを指摘することでしょう。ひどい不正を被ってきた少数派を、さらに貶め続けることは、とうてい受け入れられることではないのです。

ここで再び忠誠心の問題が立ち現れることとなります。忠誠心にはある種の道徳的な危険が潜んでいることを、指摘しておく必要があります。人々が忠誠心を抱くことで、不正を見逃したり無視したりするならば、その場合には忠誠心は行き過ぎているということが出来ます。「忠誠心」には賛成だが「歴史的記憶」には反対であるという保守派の議論は、過去、あるいは現在においてさえ、不正が発生しているのにもかかわらず、何もしないための議論に近く、危険なものです。責任の追求が社会的集団や国民全体を貶めることを危惧したりすることで、人々は恐ろしい行為の責任の追求をおろそかにすることがあります。これは決して望ましいやり方ではなく、忠誠心に潜む特有の弱点を示しています。時として、正しい行いを、受け入れることが難しいこともありえます。しかしそれにもかかわらず、人は正しくかつ正当な行いをしなければならないのです。なぜならそれは、基本的な道徳が要請していることだからです。忠誠の感情は、正しいことを行おうとする人の意欲に水を差すことがあります。それゆえ、忠誠の感情が十分に尊重されるべきものとなるためには、それは適切な道徳的感覚や道徳的意欲と結びつかなければならないのです。

本講演会は、2012年3月29日、北海道大学アイヌ先住民研究センター、法学研究科高等法政教育研究センター共催、講師・ルーカス・スウェイン（ダートマス・カレッジ）、司会・辻康夫（北海道大学）、通訳・飯田文雄（神戸

大学)、により行われたものです。ご参加下さった皆様に、厚く御礼申し上げます。なお、「良心の自由」を軸に展開されるスウェイン教授の理論は、次の本に詳述されています。Lucas Swaine, *The Liberal Conscience* (Columbia University Press, 2006).